

EBPMの推進について

内閣官房行政改革推進本部事務局

令和4年6月17日

EBPMの推進について

EBPMの基本的な考え方

- EBPM(エビデンスに基づく政策立案)は、
 - ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
- 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するため、EBPMを推進する必要

EBPM推進の経緯

- 平成28年秋、GDP統計等の経済統計の見直しを契機として、検討を開始。内閣官房長官を議長とし、関係閣僚及び有識者から成る「統計改革推進会議」を平成29年2月に設置し、集中的に議論。同年5月に「最終取りまとめ」(①EBPM推進体制の構築、②GDP統計を軸にした経済統計の改善、等)。
- 官民データ活用推進基本計画(平成29年5月閣議決定)において、「「統計改革推進会議最終取りまとめ」(略)に基づき着実にEBPMを推進する」旨、また、骨太方針2017(平成29年6月閣議決定)において、「証拠に基づく政策立案(EBPM)と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する」旨、明記。
- 骨太方針2022(令和4年6月閣議決定)において、「行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める」旨、また、「EBPMの取組を強化するため、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する」旨、明記。

EBPMの取組状況

「統計改革推進会議最終取りまとめ」で求められている
主 な 課 題

主な課題の取組状況

1. 推進の要となる機能の整備

- 各府省庁のEBPM統括責任者等で構成するEBPM推進委員会を開催（平成29年7月～）
- 各府省庁におけるEBPMの取組を主導するため、ハイレベルの責任者である「政策立案総括審議官」等を新設（平成30年度～）

2. EBPMの実践

- 平成29年のEBPM推進体制の発足以降、ロジックモデル※の作成・活用を中心としたEBPMの実践
※政策手段と目的の論理的なつながりを図式化したもの
- 行政事業レビューの中でのEBPMの実践等（平成29年秋～）
- 各府省庁においてEBPMの観点での具体的な政策の立案・評価・見直しを実践（平成30年度～）
- 総務省行政評価局による実証的共同研究※の実施（平成30年度～）
※EBPMのリーディングケースの提示を目指し総務省行政評価局、関係府省庁及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施するもの

3. 統計等データの利活用の促進、EBPM推進人材の確保・育成のための取組

- EBPM推進委員会において、統計委員会の協力を得て「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」を決定（平成30年4月）
- 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口を各府省庁に設置。さらに、EBPM推進委員会において統計整備等に関する国民からの要望・提案の募集を開始（平成30年度～）
- EBPMの思考方法を広めるため、内閣官房行政改革推進本部事務局において、府省庁横断勉強会等を実施（平成30年1月～）

EBPMの推進体制

統計改革推進会議最終取りまとめ参考資料(抄)
(平成29年5月19日)の時点修正

官民データ活用推進基本法(平成28年法律103号)に基づく基本計画に、EBPMの推進方針を明確に位置づけ

政府横断的なEBPM推進体制

デジタル社会推進会議

(デジタル庁設置法)
議長:内閣総理大臣
構成員:各府省庁の大臣等

推進会議の下に設置

有識者・チェック・指導
・アドバイス

EBPM推進委員会

- 会長:内閣官房副長官補(内政担当)
- 構成員:政策立案総括審議官等
- 任務:取組統括、府省庁横断的課題への対応等

デジタル庁

連携・協力

内閣府経済財政諮問会議事務局

(経済・財政再生アクション・プログラムに基づく進捗管理、評価等)

総務省行政評価局

(各府省庁が行う政策評価の点検)

行政改革推進本部事務局

(行政事業レビューによる各府省庁の自己点検と公開の場での検証)

政策、施策、事務事業の各段階で、エビデンス活用のチェック

府省庁をまたがる事案モニタリング、指導
困難事案の相談

連携協力

統計委員会(総務省)



政策立案総括審議官

- 組織内におけるEBPM推進のモニタリング、指導
- 統計等データに係るニーズ・要望への対応
(所在の教示、データ提供に係る検討要請の調整等)
- EBPMを推進するための人材育成・確保

エビデンス思考の重視

統計・データ作成の要請

エビデンスへの利活用という目的意識の重視

EBPMサイクルの構築

〇〇局
(政策部局)

統計・データの提供

△△局
(統計部局)

◇◇局
(データ管理部局)

EBPMの推進体制

政府横断的なEBPM推進体制

EBPM推進委員会

- 開催目的: 国民により信頼される行政を実現するため、関係行政機関相互の連携の下、政府全体でEBPMを推進する体制として、開催※(平成29年7月～)
- 会長: 内閣官房副長官補(内政担当)
- 構成員: 各府省庁のEBPM統括責任者(政策立案総括審議官等)
- 任務: EBPMの取組統括、府省庁横断的課題への対応等

※平成29年7月～令和3年8月 官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定により開催
令和3年10月～ データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定により開催

有識者

- 伊藤 由希子 津田塾大学総合政策学部教授
- 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点
科学情報・公共政策部門
行動経済学ユニット特任教授
- 大橋 弘 東京大学副学長・公共政策大学院教授
- 川口 大司 東京大学公共政策大学院教授
- 小林 庸平 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部経済政策部主任研究員

チェック・指導、アドバイス

各府省庁におけるEBPM推進体制

政策立案総括審議官等

- 各府省庁に、ハイレベルの責任者たる「政策立案総括審議官」等を設置(平成30年度～)
- 「政策立案総括審議官」等は、組織内におけるEBPM推進のモニタリング、指導等の役割を担う

行政改革推進本部事務局長から助力を依頼した参考人

- 亀井 善太郎 PHP総研主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
- 渡辺 安虎 東京大学公共政策大学院教授

令和3年度のEBPMの取組状況

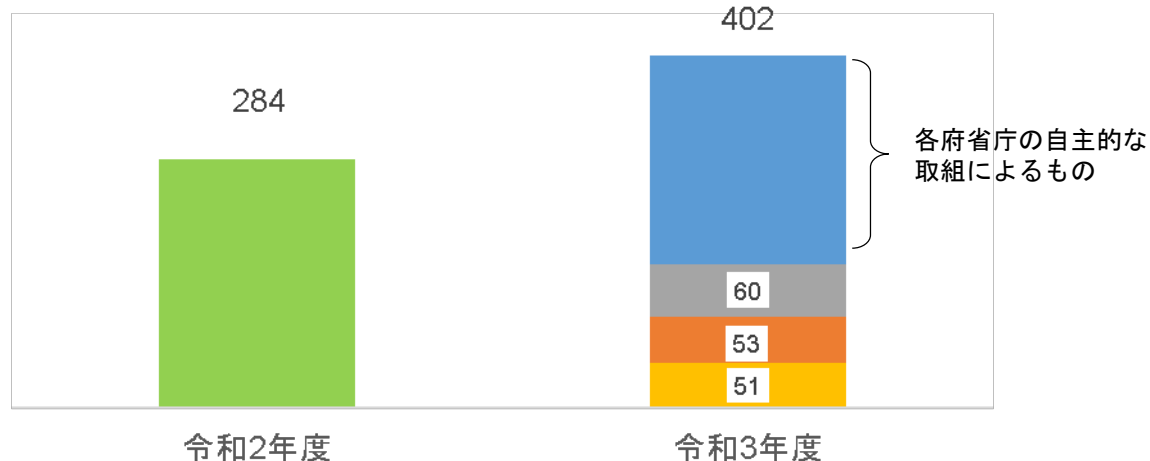
ロジックモデルの活用状況

■ **予算プロセスにおけるEBPMの取組の現状として、各府省庁においてロジックモデルを作成・活用した事業は、402事業。**

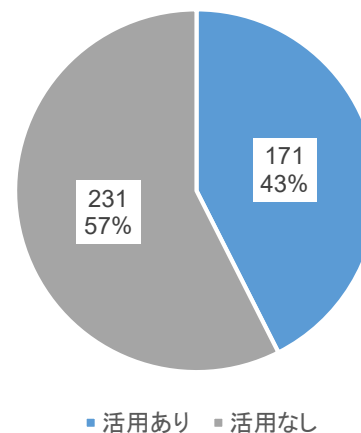
■ **うち、主計局説明においてロジックモデルを活用した事業は、171事業。**（要求府省庁への実態ヒアリングより）

※上記のほか、予算事業以外（規制、施策等）では、13施策等でロジックモデルを作成・活用

予算プロセスにおけるロジックモデル作成・活用事業



主計局説明におけるロジックモデルの活用



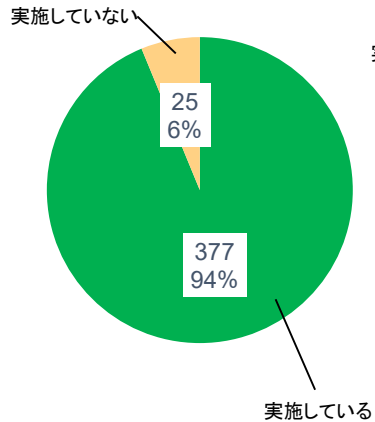
- うち、令和3年度公開プロセス対象事業
- うち、令和4年度新規予算要求事業（10億円以上）
- うち、昨年度からの継続取組事業（令和3年度新規10億以上、令和2年度公開プロセス）

令和3年度のEBPMの取組状況

データ等エビデンスの活用状況

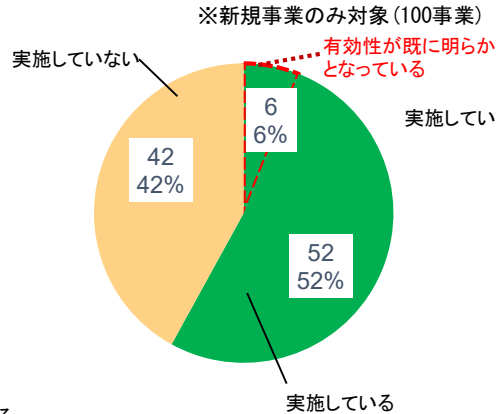
※ 調査対象は、ロジックモデル作成事業（402事業）

現状把握



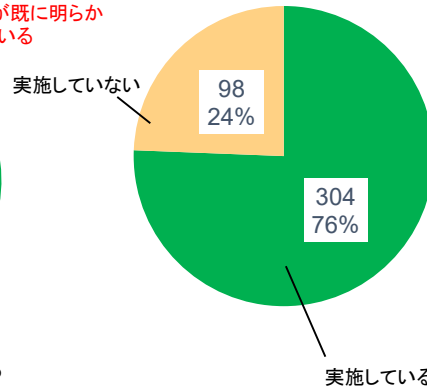
政策手段の検討

※既存のエビデンス参照
(有無の確認も含む)

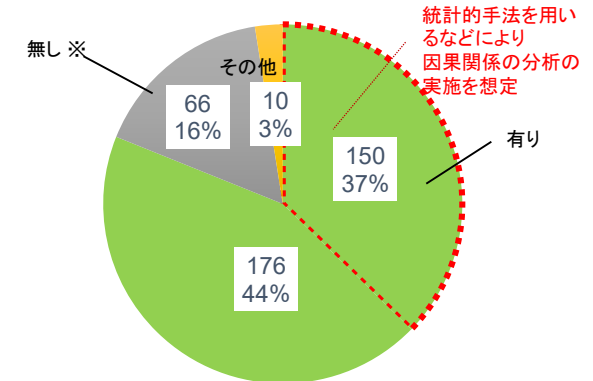


事業のモニタリング

※予定を含む



政策の効果検証の実施の必要性



※理由例

- ・既存のエビデンスにより、当該手段の有効性が確認高く示されているため
- ・海外事例等において、当該事業の必要性が示されているため
- ・義務的経費による支出であり、政策手段の検討余地がないため
- ・法律において実施手段が規定されており、検討の余地がないため
- ・審議会等で策定した方針に沿って措置した事業のため
- ・政治判断による支出であり、政策手段の検討余地がないため
- ・事業の特性上、定量的な政策効果の把握が困難なため

人材確保・育成・活用

■ 参考人活用(EBPMの知見を有する有識者の各府省庁への派遣)

EBPMに関する勉強会の実施や、ロジックモデルに対する講評など(令和3年度においては、6府省庁で活用)

■ 府省庁横断勉強会の開催

EBPMの意義、効果検証の方法や事例など、基礎的な内容について、オンライン講義形式の勉強会を計5回実施。各府省庁の職員がいつでも閲覧できるよう、講演資料・講演動画をインフォメーションボードに掲載(令和4年6月現在延べ約2,200人受講)

令和4年度におけるEBPMの取組（ポイント）

EBPM推進の考え方

一連の政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）におけるEBPMの普及・浸透を進めるとともに、政策手段と目的の論理的なつながりの裏付けとなるエビデンスにも焦点を当て、EBPMの質の向上を図っていく。

令和4年度取組方針

1. EBPMの普及・浸透

(1) 予算事業

【各府省庁】府省庁内予算検討・要求プロセスにおいて、会計部局との連携の下、ロジックモデル等の積極的な活用によるロジックやエビデンスの検討の取組を推進
主計説明でのロジックモデル等の活用と事業の必要性及び効果に関するデータ等エビデンス等の積極的な提供（行政事業レビュー）
新規予算要求事業（10億円以上）及び公開プロセス対象事業について、原則、ロジックモデルを作成・公表

(2) 予算事業以外（規制等）

【各府省庁】規制等の立案・評価・見直しに当たり、EBPMの観点から検討を行う事例の創出に積極的に取り組む
税制当局への説明に当たり、要望する租税特別措置等の必要性及び効果に関するデータ等エビデンス等を提出

(3) 各種計画・施策パッケージ等

【行革】複数の事業等から構成される施策の立案の際のEBPMの手法の活用を検討

3. 人材確保・育成・活用

【各府省庁】EBPMの実践に係る知見の蓄積と共有。実践的なワークショップ形式の研修や応用的な研修の推奨。府省庁横断勉強会の活用。

【行革】EBPM有識者や参考人の活用。府省庁横断勉強会の開催等。府省庁横断的なEBPMに係る研修プログラム等の実施。

4. 各府省庁の取組支援と基盤整備

【行革】ガイドブック（仮称）の作成、効果検証を重点的に取り組む分野の検討

2. EBPMの質の向上

(1) 政策手段と目的の論理的なつながりの明確化

【各府省庁】政策立案総括審議官等の適切な支援・助言、外部有識者の協力を得る等によりブラッシュアップを図る

(2) データ等エビデンスの活用

【各府省庁】政策プロセスの様々な局面に応じたエビデンスの活用（現状把握における工夫、既存のエビデンスの参照、効果検証の取組等）の実例創出に取り組む

【各府省庁】特に新規10億円以上の予算要求を決定する際は、予め、効果検証の方法や必要なリソースを十分に検討

【各府省庁】各種報告書等において、政策判断の根拠となったデータ等の出典や分析方法等の明示に努める

(3) 政策議論の活性化

【各府省庁】政策議論を通じて政策のブラッシュアップが図られるよう、議論の形態等に応じた活性化に努める